

新たな施設予約・利用はこう変わります

手続	現状	変更ポイント												
利用施設の検討	施設予約システムの導入施設が限定 ・文化施設 ・スポーツ施設 ・公園多目的運動場 ・学校開放施設 ○ 施設予約システム未導入施設では、一部施設については直接聞かないと空き状況が分からず、施設に行かないと利用予約ができません。	① 施設予約システムの導入施設を拡充 <table border="0"> <tr> <td>・文化施設</td> <td>・区民活動センター</td> <td>・中部すこやか福祉センター</td> </tr> <tr> <td>・スポーツ施設</td> <td>・高齢者会館</td> <td>・庁舎貸出しスペース</td> </tr> <tr> <td>・公園多目的運動場</td> <td>・ふれあいの家</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・学校開放施設</td> <td>・産業振興センター</td> <td></td> </tr> </table> (下線部が拡充対象施設) ● 合計83施設について、空き施設の照会、予約手続をオンラインでできるようにします。	・文化施設	・区民活動センター	・中部すこやか福祉センター	・スポーツ施設	・高齢者会館	・庁舎貸出しスペース	・公園多目的運動場	・ふれあいの家		・学校開放施設	・産業振興センター	
・文化施設	・区民活動センター	・中部すこやか福祉センター												
・スポーツ施設	・高齢者会館	・庁舎貸出しスペース												
・公園多目的運動場	・ふれあいの家													
・学校開放施設	・産業振興センター													
利用者登録（団体登録）	各施設の窓口で登録手続が必要 ○ 紙の申請書に記入し、本人確認書類の提示が必要です。申請書様式や本人確認書類の範囲が施設ごとに異なります。 ○ 登録手続きは各施設の窓口で行い、登録証および登録IDは施設ごとに異なります。 ○ 紙の登録証を発行し、利用者は施設利用時に携帯する必要があります。登録証の大きさがA4判やA5判など施設ごとに異なります。 ○ 登録更新の考え方が、施設ごとに異なります。 例)団体登録の有効期間 ・文化施設:2年(期間内に施設利用あれば自動更新) ・総合体育館:団体登録日から3年(更新手続必要) ・区民活動センター:2年(隔年7月末一斉更新、手続必要)	② オンラインで登録手続が完了 ● 施設予約システムで申請項目を入力し、本人確認書類のデータを添付することにより、登録手続が完了できます。 ● 施設予約システムで登録した1つのIDで、複数の施設の登録手続きや利用(ワンスオンリー)ができるようになります。 ● 登録証は電子化し(施設予約システムから登録内容を確認できる)、紙の登録証の携帯を不要とします。 ● 団体登録の有効期間は、原則として「3年」に統一します。												
利用予約（抽選・先着）	施設ごとに抽選・先着申込時期が異なる ○ 予約ができる時期が施設ごとに異なります。 例)先着申込受付開始の日付 ・もみじ山文化センター(なかのZERO):2日(1月のみ4日) ・上高田運動施設野球場:21日(区民)、24日(一般) ・区民活動センター:第三月曜日の翌日 ○ 室場・団体区分の一部では、抽選を導入していません。 例)抽選がない室場は、平日日中などに先着順で利用予約を行わないと、希望する時間帯の予約がとれないことがあります。 ○ 施設ごとに団体登録を行い、利用予約を行う必要があります。	③ 抽選・先着申込時期を集約 ● 室場を3グループに分類します。原則として、同一グループの抽選日・先着申込開始日や時期を統一します。 ・[グループ1] もみじ山文化センター(なかのZERO)ホールなど ・[グループ2] 総合体育館アリーナなど ・[グループ3] 区民活動センター集客室、運動施設など ● 原則として、全ての室場・団体区分で抽選を実施します。 ● 利用直前期(利用の概ね1ヶ月前以降)は、原則として、団体登録を行った施設以外の利用予約も可能とします。 例)文化施設で登録手続を行った団体が、利用直前期は、スポーツ施設の空き枠を先着順で予約できるようになります。 ● 利用直前期は、従来の団体登録要件を満たさない方も利用予約ができるように、要件を緩和した団体登録区分を新設します。												
施設使用料の支払	事前に施設に来館して支払が必要 ○ 施設ごとに支払期限が異なります。 ○ 支払のために、事前に施設に行く必要があります。支払方法は一部を除いて現金のみとなっています。	④ オンラインで事前に支払手続が完了(施設窓口では利用当日に支払可能) ● 一部施設(文化施設や総合体育館など)を除き、利用当日の施設窓口での支払を可能とします。 ● オンライン・キャッシュレス決済を導入します。施設予約システムから、クレジットカードやバーコード決済で支払を可能とします。												
(予約の変更・取消)	キャンセル・ペナルティが施設ごとに異なる ○ 施設ごとに利用取消(キャンセル)時の対応(支払済使用料の還付有無)が異なります。 ○ 一部施設にのみ、ペナルティ制度(利用規約等に違反した場合の施設利用停止など)があります。	⑤ キャンセル・ペナルティを整理・統一 ● 原則として、全ての施設で直前のキャンセルにかかるペナルティ付与制度(新規予約の一定期間停止など)を導入します。												
施設利用	紙書類の持参・提示が必要 (全ての手続が紙書類を前提としている) ○ 登録証または利用承認書などの紙書類を、利用施設の窓口で提示する必要があります。	⑥ 手続の電子化を推進 ● 手続の電子化(登録証・利用承認書等の内容を施設予約システムで確認)を推進し、原則として、紙書類の持参・提示を不要とします。												
その他	施設予約システムの操作性向上の検討 ○ 現行の施設予約システムについて、見やすさや、使いやすさなど、操作性の改善要望があります。	⑦ UI(ユーザーインターフェイス)の向上 ● 新システム構築事業者と協議し、利用者がシステムを直感的に理解し、簡単に操作できるシステム設計を目指します。												
	不正な予約操作等への対応 ○ 現行の施設予約システムについて、botによる不正な予約操作への対応が必要となります。	⑧ ロボット対策判定システムを導入 ● 施設予約申請について、ロボット対策用の判定システム導入を検討します。												
	システムに不慣れな利用者層への配慮 ○ システムに不慣れな利用者や、電子端末を所持していない利用者が、これまで通り施設を利用できるよう配慮する必要があります。	⑨ デジタルディバイド対策を実施します ● 窓口でのタブレットを活用した手続きの支援や、コールセンター導入の検討など、誰もがこれまで通り施設を利用できるよう配慮しながらシステムを導入します。												

抽選・先着申込時期の考え方

1 見直し案の内容

- 各施設・室場を3グループに分類し(一部施設を除く)、**同一グループ内の施設・室場は、抽選や先着申込開始の時期・日付を原則として統一**します。
- 抽選を2回実施のうえ、先着予約を開始します。登録区分を優先団体と一般団体に分け、**どの団体も1回以上抽選に参加できるように**します。
- 利用直前期(利用日の1ヶ月前の月の5日～)には、登録手続を行った施設以外の施設についても、空きがあれば予約できる「**全開放**」を導入します。
- 抽選後に「**確定期間**」を導入します。抽選当選後、毎月24日までに当選確定処理を行わない場合、当選は自動でキャンセルされます。

2 グループの分類

	文化施設	スポーツ施設	公園施設	集会施設等
グループ①	なかのZERO(大ホール、小ホール) 野方区民ホール なかの芸能小劇場	—	—	—
グループ②	なかのZERO(多目的練習室、視聴覚ホール、展示ギャラリー、美術ギャラリー(1階・2階)、リハーサル室、音楽室、学習室(1～4、A、B)、和室、美術工芸室、科学実験室)	総合体育館	—	—
グループ③	なかのZERO(音楽練習室(A、B))	スポーツ・コミュニティプラザ 哲学堂運動施設 上高田運動施設 妙正寺川公園運動広場	多目的運動場(白鷺せせらぎ公園・本五ふれあい公園・南台いちょう公園) 平和の森公園多目的運動広場	区民活動センター 高齢者会館 ふれあいの家 産業振興センター 中部すこやか福祉センター 庁舎貸出スペース(ナカノバ、ミーティングルームAB)

3 施設・室場別 抽選・先着一覧

		施設	室場	登録区分 (団体・個人)		第1回抽選	第2回抽選	先着	全開放
				各施設の登録区分(団体・個人) を、以下のとおり「優先団体」 「一般団体」に分類します。	優先団体 一般団体	優先団体対象	優先団体・ 一般団体対象	優先団体・ 一般団体対象	全団体対象 ※2
						申込期間 毎月1～9日 抽選日 毎月10日 確定期間 毎月11～24日	申込期間 毎月1～9日 抽選日 毎月10日 確定期間 毎月11～24日	開始日 毎月25日	開始日 毎月5日
				優先団体	一般団体	時期	時期	時期	時期
1	グループ①	もみじ山文化センター (なかのZERO)	大ホール 小ホール	区民文化・公共 的団体 区内の学校 区内団体 官公署 区民(個人)	一般団体	12ヶ月前 の月 ※1	11ヶ月前 の月 ※1	11ヶ月前 の月 ※1	1ヶ月前 の月
2		野方区民ホール	全室場						
3		なかの芸能小劇場	全室場						
4	グループ②	もみじ山文化センター (なかのZERO)	多目的練習室 視聴覚ホール 展示ギャラリー/美術ギャ ラリー(1階・2階) リハーサル室 音楽室 学習室(1～4、A、B) 和室 美術工芸室 科学実験室	区民文化・公共 的団体 区内の学校 区内団体 官公署 区民(個人)	一般団体	6ヶ月前 の月	5ヶ月前 の月	5ヶ月前 の月	
5			総合体育館						
6	グループ③	もみじ山文化センター (なかのZERO)	音楽練習室(A、B)	区民文化・公共 的団体 区内の学校 区内団体 官公署 区民(個人)	一般団体	3ヶ月前 の月	2ヶ月前 の月	2ヶ月前 の月	
7		スポーツ・コミュニティプラ ザ	全室場	—	団体会員				
8		哲学堂運動施設	全室場	区民の団体 区民の個人	一般の団体				
9		上高田運動施設	全室場	在学者の団体					
10		妙正寺川公園運動広場	全室場	区民優先団体	区民等の団体				
11		多目的運動場(白鷺せせらぎ 公園/本五ふれあい公園/南台 いちょう公園) 平和の森公園多目的運動広場	全室場	区民団体	一般団体				
12		区民活動センター	全室場	地域団体 高齢者団体 こども団体	一般団体				
13		高齢者会館	全室場						
14		ふれあいの家	全室場						
15		産業振興センター	全室場	目的内団体	目的外団体				
16		中部すこやか福祉センター	全室場	—	一般団体				
17		庁舎貸出しスペース	ナカノバ ミーティングルームAB	全団体	—				
18	その他	小学校(学校開放)	校庭	区民の団体	—	1ヶ月前 の月	—	—	—
19		中学校(学校開放)	全室場	区民の団体	—	1ヶ月前 の月	—	—	—

※1 「区民文化・公共的団体」「区内の学校」が、優先的に予約できる「区民優先利用日」を設ける施設・室場の拡充を検討していきます。例：「区民文化・公共的団体」「区内の学校」以外の団体が区民優先利用日を予約する場合、7ヶ月前の月の25日から先着予約を開始する(抽選はなし)など。

※2 利用者の年齢要件等によって、一部利用できない施設があります。